

令和5年第5回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年5月22日（月） 午後2時00分 （開会：午後2時00分 ～ 閉会：午後2時40分）
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長職務代理者：吉澤貴美子、教育委員：塚本真実、教育委員：草間武、教育委員：山口雅敏
欠席者	教育長：小室高志
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長：鈴木敦史、次長：島村信之、次長：池田いずみ、学務課長：根本薫、指導課長：木村成雄、義務教育学校整備課長：市塚文夫、生涯学習センター長：長本敏介、学校給食課主幹：増田茂、学務課学校総務係課長補佐：木村拓夫、学務課学校総務係主任：根本知尋
議 案	報告第12号 筑西市義務教育学校・明野地区準備委員会委員の委嘱について 報告第13号 筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について 議案第21号 教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について 議案第22号 令和5年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について 議案第23号 筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について
議事の概要	学 務 課 長： 本日の定例会でございますが、小室教育長が不在のため、吉澤教育長職務代理者に定例会の進行をお願いいたします。 それでは、吉澤教育長職務代理者、開会をお願いします。 教育長職務代理者： それでは、ただ今より、令和5年第5回筑西市教育委員会定例会を開会します。 2. 報告事項に入ります。（1）教育情報ネットワークセキュリティ対策について、説明をお願いします。 学 務 課 長： 報告事項（1）教育情報ネットワークセキュリティ対策について、ご説明します。 昨年度の3月初めに、市内の小学校において、児童の成績一覧のデータを学校のホームページに誤って掲載する、という事案が発生しました。 この事案を受けて、年度末の3月29日に、急きょ、全教職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施し、

対策の強化を図ったところですが、新年度となり、改めて、組織的に対応する必要があることから、去る5月2日に、「教育情報ネットワーク運用管理委員会」という会議を開催いたしました。会議の構成員は、教育長をはじめ我々事務局の職員と、各校の責任者として学校長が委員になっています。

その会議の中で、今後の教育情報のセキュリティ対策の強化を講じることになりました。はじめに、1. 運用管理規程等の順守です。まずは職員一人ひとりが既存のルールをきちんと守ること、これが基本となります。なお、この後の議案にも関係しますが、6月議会で補正予算を計上し、本年度中に「筑西市情報セキュリティポリシー」という詳細なルールを策定する予定です。

次に、2. セキュリティ体制の整備です。これまでは、責任者や職員の役割分担があいまいでしたので、各校の校長を「管理責任者」とし、また、校長が選任する「校内運用主任」を指名し、更に、各校にネットワーク運用委員会を設置して、学校における情報セキュリティの実務にあたります。

次に、3. セキュリティ対策の強化（1）情報セキュリティ研修の実施です。年度末に、市の情報政策課の職員に講師をお願いし、急ぎよ、全教職員の研修を実施したところですが、教職員の異動も毎年ありますので、毎年度、研修を実施していきたいと考えています。

次に、（2）教育情報ネットワーク機器管理台帳の整備です。教育情報ネットワークに接続できる機器は、本来、台帳に登録されている機器のみですが、記載が漏れていたり、内容が更新されていなかったりということが見受けられますので、管理台帳を改めて整備します。

次に（3）情報セキュリティ監査の実施です。監査とは、第三者によるチェックを行うものです。身内による検査はどうしても甘くなってしまいがちですので、定期的に専門家が学校現場に出向いて、情報機器の取扱いなどについてのチェックを行うことを想定しています。

最後に、4. 個人情報保護の徹底です。学校現場は、児童生徒の大切な個人情報を数多く取り扱っている場所となるので、個人情報の取扱いについて再認識していただくよう、校長を通じてお願いしたところです。

以上、このような内容で、本年度から、教育情報のセキュリティ対策について、本格的に取り組んでいきたいと考えています。

教育長職務代理者： ただいま、報告事項（1）についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚本委員： 各々が気を付けても気を付けきれないところをフォローできるような仕組みづくりに取り組んでいただければと思います。

教育長職務代理者： 一人ひとりの意識を高めつつ管理を行うことで、子ども・先生・学校を守ることに繋がる。大変なことではあ

るが、情報機器を取り扱う以上はセキュリティ対策を行っていかねばいけない。

学 務 課 長： 人の意識は研修で、気を付けても気を付けきれないところは、システムの制約を設ける等のルール作りの2面から取り組んでいきます。

教育長職務代理人： よろしいでしょうか。

続きまして、3. 議事に入ります。報告第12号「筑西市義務教育学校・明野地区準備委員会委員の委嘱について」、報告第13号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」、併せて報告をお願いします。

義務教育学校整備課長： 報告第12号「筑西市義務教育学校・明野地区準備委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

4月の人事異動、年度当初の役員改選等に伴い、筑西市義務教育学校・明野地区準備委員会の組織、運営等に関する要綱第3条、第4条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。資料の網掛け備考欄に新と記載のある委員の方々が新規に委嘱しました委員の方々となります。なお、委嘱期間については、前任者の残任期間となり、4月1日から令和6年4月義務教育学校開校の日までの委嘱となります。また、「義務教育学校・明野地区準備委員会は、5月25日に開催を予定しています。

続きまして、報告第13号「筑西市学校の在り方検討委員会委員の委嘱について」、ご説明します。

4月の人事異動、年度当初の役員改選等に伴い、筑西市学校の在り方検討委員会委員会の組織、運営等に関する要綱第3条、第4条の規定により、新たに委員を委嘱するものです。資料の網掛け備考欄に新と記載のある委員の方々が新規に委嘱しました委員の方々となります。なお、委嘱期間については、前任者の残任期間となり、令和6年3月31日までの委嘱となります。また、「学校の在り方検討委員会」の開催は6月22日（木）に予定しています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長職務代理人： ただいま、報告第12号、報告第13号についてご説明いただきましたが、ご質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。続きまして、議案第21号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第21号「教育委員会委員の任命につき同意を求める議案の市議会提出について」、ご説明します。

本市の教育委員会委員のうち、吉澤貴美子委員が、本年7月1日をもって任期満了となるため、後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものです。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教育長職務代理者： ただいま、議案第 21 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第 21 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教育長職務代理者： 挙手全員であります。よって議案第 21 号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第 22 号「令和 5 年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について」、説明をお願いします。

学 務 課 長： 議案第 22 号「令和 5 年度筑西市一般会計補正予算議案の市議会提出について」、ご説明します。令和 5 年度筑西市一般会計補正予算第 2 号につきましては、6 月の第 2 回市議会定例会に提出予定の議案です。それでは、補正予算の概要について説明します。はじめに、歳入予算補正です。一つ目は、主管課・学務課、項目は寄附金、金額 105 万円の増額補正をお願いします。事業概要は、市内の関東道路株式会社様から 100 万円、下館ライオンズクラブ様から 5 万円の指定寄附をいただきましたので、小学校教育振興事業へ充当するものです。二つ目は、主管課・学務課、項目は雑入、金額 5,000 万円の増額補正をお願いします。内容は、「子ども第三の居場所開設事業」に係る財団からの助成金です。詳細は、歳出にてご説明します。次に、歳出予算補正です。一つ目は、主管課・学務課、事業名・教育情報セキュリティ対策事業の「教育情報セキュリティ研修委託料」として、255 万 2 千円の増額補正をお願いします。これは、はじめの「報告事項」でご説明しました、学校における情報セキュリティを適切に確保するため、教職員を対象とした研修と、セキュリティ監査を実施するための委託料です。二つ目は、主管課・学務課、事業名・教育情報セキュリティ対策事業の「教育情報セキュリティ計画策定委託料」として、363 万円の増額補正をお願いします。こちらも、情報セキュリティ対策の一環として、文部科学省が示す「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、「筑西市教育情報セキュリティポリシー」を策定するための委託料です。三つ目は、主管課・学務課、事業名・児童育成支援拠点事業の「子ども第三の居場所事業費補助金」として、5,000 万円の増額補正をお願いします。これは、不登校や経済的理由など、さまざまな事情により学校に通うことが困難な子どもたちに対して、学校でもない、家でもない、第三の居場所、いわゆるフリース

クールのような事業所を、市内の民間事業者が開設することとなりました。この事業は、B & G財団という財団法人から、建物の建設費用など事業所の開設に係る費用5,000万円の助成金を受けてスタートするものですが、財団からの助成金を一旦市が受けて、その助成金を市の補助金として事業者に交付するために、今般の補正予算に計上するものです。

四つ目は、主管課・学務課、事業名・小学校教育振興事業の「図書購入費」として、105万円の増額補正をお願いするものです。先ほど歳入でご説明しました、教育関係事業への指定寄付を受けたことから、小学校の図書購入費に充当するものです。

五つ目は、主管課・義務教育学校整備課、事業名・中学校施設営繕事業の「施設改修工事費」として、781万7千円の増額補正をお願いするものです。令和4年度に、下館西中学校西校舎外階段において、外壁タイルが落下する事案が発生し、生徒へ危険が及ぶ恐れがあったことから、緊急に建築基準法第12条に基づく全面打診調査を実施したところ、緊急に外壁の修繕を実施する必要性が生じたため、施設改修工事費を増額補正するものです。

六つ目は、主管課・生涯学習センター、事業名・関城地区公民館施設改修事業の「アスベスト調査委託料」として、156万2千円の増額補正をするものです。河内公民館及び黒子公民館の解体工事にあたり、天井裏などの目視できない箇所について、アスベスト含有分析の追加調査を行うため、調査費の増額補正をするものです。

七つ目は、所管課・学校給食課、事業名・新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業（学校給食費保護者等負担軽減事業）の「賄材料費」として、3,957万円の増額補正をするものです。原油価格や物価高騰による学校給食の食材費高騰に対し、児童・生徒及び園児の保護者負担額を増やすことなく、学校給食の質と量を維持し安定的に提供するため、給食食材の高騰分を支援するものです。食材費が、1か月あたり約500円高騰しており、この分を、給食費の値上げにより対応するのではなく、臨時交付金を活用することで、保護者負担額を据え置いたため、増額補正をするものです。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教育長職務代理者： ただいま、議案第22号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

塚本委員： 「子ども第三の居場所」の事業は既に始まっているのですか。

学務課長： これから建物の建設に入る段階です。子どもの受入れ等については、令和6年4月からの運営を目指し、本年度は建物等の建設を行っています。

塚本委員： 学校に行けない子を預かるだけではなく、建物から造るのですか。

学務課長： 今回の場合は、既存の民家を解体し、新たな建物を建てます。その建設費用等も含め、5,000万円の助成となります。

塚本委員： それを全て民間の方が行うということですか。市としてもハード面等、何か補助を行うのですか。

学務課長： 基本的には、建設費用、運営費用等全て民間での対応となります。それに対して、限度額はありますが、B&G財団が建設費用と3年間の運営費用を補助するということですので、建設費と3年間の運営費用についての市からの支出はありません。

草間委員： 従業員の数等については分かっていますか。

学務課長： どういった方を配置するのかという計画はあるようですが、詳細については決まっています。

草間委員： 建設の場所は決まっていますか。

学務課長： 大田地区の西方となります。

塚本委員： 子どもにとって良い場所となるよう頑張ってください。

教育長職務代理者： よろしいでしょうか。それでは、議案第22号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各委員： 【挙手全員】

教育長職務代理者： 挙手全員であります。よって議案第22号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第23号「筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について」、説明をお願いします。

学務課長： 議案第23号「筑西市特別支援教育就学奨励費支給規則の制定について」、ご説明します。制定改廃の理由、目的等ですが、今年2月の教育委員会定例会において、就学援助事務取扱規則の改正について説明させていただいたが、就学援助システムを導入し、今年度から、就学援助費の支給方法を、これまでの学校長を経由して支払う方法から、保護者の口座へ直接振り込む方法に変更しました。これに合わせて、障がいをお持ちの児童生徒に支給している「特別支援教育就学奨励費」についても、同じシステムを活用し、保護者の口座に直接振り込む方法へと変更しました。これまで、奨励費の支給に対する市の規則等はなく、文部科学省が毎年作成する「事務処理資料」というものに基づいて奨励費を支給していましたが、これを契機として、改めて奨励費の支給手続について定めた市の規則を制定することとしたものです。

協 議

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教育長職務代理者： ただいま、議案第 23 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第 23 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教育長職務代理者： 挙手全員であります。よって議案第 23 号について、原案どおり可決いたします。続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。

塚 本 委 員： コロナ禍の対応も落ち着いてきて、学校行事も以前のようになっていくと思いますが、今年度の運動会や陸上記録会の対応はどのようになっていますか。

池 田 次 長： 運動会については、去年と同様に半日開催となります。陸上記録会は当面見合わせのため、今年度の開催予定はありません。

塚 本 委 員： 遠足等については実施できていますか。

池 田 次 長： 遠足、修学旅行等ともに実施できています。

教育長職務代理者： 他になにかございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。以上をもちまして、令和 5 年第 5 回筑西市教育委員会定例会を閉会します。